

福井地方裁判所 御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田 正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年3月25日

原告ら訴訟代理人弁護士

佐藤 辰 弥

同上

笠原 一 浩

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲64	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)	写し	H24.3.14 原子力安全基準・指針専門部会安全設計審査指針等検討小委員会	原子力安全基準・指針専門部会安全設計審査指針等検討小委員会が福島第一原発事故発生後、全交流電源喪失対策に係る技術的要件の一つとして「外部電源系からの受電の信頼性向上」の観点を掲げ、「外部電源系は、現行の重要度分類指針においては、異常発生防止系のクラス3(PS-3)に分類され、一般産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することのみが求められており、今般の事故を踏まえれば、高い水準の信頼性の維持、向上に取り組むことが望まれる」と述べ、現行の外部電源系に関する重要度分類指針の分類には瑕疵があることを認めたこと(11頁、甲64全体の17p)	

甲65	「原発事故報告書」の真実とウソ（抄）	写し	H25.2.20	塩谷喜雄	国会事故調は、福島第一原発事故の原因が全て津波によるものかという点に関し、関係者から多数の聞き取り調査を実施の上、論理的あいまいさや科学的手抜かりが随所に見られる東電の主張する「地震では無傷」説を容赦なく、理詰めで論破していること
甲66の1	科学2013年9月号「福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	写し	H25.9.1	伊東良徳	福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではないこと
甲66の2	科学2013年9月号「福島第一原発1号機原子炉建屋4階の激しい損壊は何を意味するか」	写し	H25.9.1	田中三彦	福島第一原発1号機原子炉建屋4階の激しい損壊から地震動による非常用復水器系配管破損が疑われること
甲67	ストレステスト評価Q&A	写し	H24.3.20	プラント技術者の会	本件原発のストレステストによる評価は、机上のシミュレーションに過ぎず、シナリオや入力値次第でいくらかでも恣意的に導くことが可能であり、原発施設の弱点や改善のためのツールの一つとして利用することはできても、絶対的な安全評価をできるものではないこと（10頁） シミュレーションにあたってイベントツリーによる事象経緯の詳細なシナリオが用意されているが、設計基準内評価に基づくもので、そこに「想定外」の入り込む余地はなく、事故の要因となる「人的ミス」、「見えない欠陥」、「不運」は含まれておらず、また、過酷事故の過程には、人間による瞬時の

				<p>判断に委ねざるを得ない場面が多くあるが、その判断までイベントツリーの予測に組み込むことは困難であること(10頁)</p> <p>本件原発のストレステストでは、熱時効、中性子照射脆化等による亀裂の発生が実際に認められていないものや、腐食、摩耗等が認められていない部材は、経年変化考慮対象外とされているが、原子力压力容器や蒸気発生器などは、高温側と低温側に大きな温度差があり、使われている鋼材などは、その温度差・熱膨張差による伸び縮みを繰り返し、材料の疲労現象があること、原子炉内の压力容器や機資材は、核分裂による中性子照射を受け、その鋼材の組織は破壊され、脆くなっていることなどからすれば、これらを考慮対象外として耐震安全性を確認することは到底できないこと(21～22頁)</p>	
--	--	--	--	--	--